

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、平成7年3月に「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）を、平成17年3月には「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）を策定し、県の障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成22年3月にはプランを改定し、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」として、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくり」を基本目標に、施策の一層の推進を図っております。

一方、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わりなく、市町村により福祉サービスを一元的に提供される体制となりました。そして同法に基づき、本県においても第1期及び第2期の「岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保と充実を図ってまいりました。また、平成24年3月には、前2期計画の実施状況を踏まえつつ、「第3期岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図っております。

この間、国においては、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に施行され、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とするなどの見直しが行われました。

また、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」批准に向け、平成23年に障害者基本法が改正され、障害者の定義を見直し、差別禁止の中に合理的配慮の概念が盛り込まれました。平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、平成25年4月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されました。さらに、平成25年6月には、障害者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立しました。これら一連の国内法の整備を踏まえ、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展を目指して、総合的な施策推進を図れるよう、「岐阜県障がい者支援プラン」と「岐阜県障害福祉計画」を統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」として策定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

(1) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、及び障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者福祉施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

なお、この計画は、県政運営の指針である「岐阜県長期構想（平成21～30年度）」及び「岐阜県長期構想中間見直し（平成26～30年度）」の内容を踏まえたものとしております。

(2) この計画は県全体の障がい者施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。また、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

(3) 岐阜県の障がい者福祉の向上に関するものである限り、県が自ら取り組む施策・事業のみならず、障がい者を始めとした県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

(4) この計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。このため、手帳保持者に限らず、障がいによる支援を必要とする方を「障がい者」と捉え、その支援を進めてまいります。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、昨今の障がい者を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、必要に応じて点検・見直しを行います。

岐阜県障がい者総合支援プランについて

○ 趣 旨

- ・障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「第2期岐阜県障がい者支援プラン」と、障害福祉サービス等に関して具体的な数値目標等を定めた「第3期岐阜県障害福祉計画」が共に平成27年3月末で終期を迎えた。
- ・これまで別々に定めていた両計画の一層の調和を図り、障がい者施策を総合的に推進するため、両計画を一体化して、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と総称する。

	岐阜県障害者計画 (第2期岐阜県障がい者支援プラン)	岐阜県障害福祉計画 (第3期岐阜県障害福祉計画)
根拠法	障害者基本法11条2項	障害者総合支援法89条
計画期間	・計画期間について法の定め「無し」 ・「第2期岐阜県障がい者支援プラン」はH22～H26の5年間	・計画期間について法の定め「有り」 ・「第3期岐阜県障害福祉計画」はH24～H26の3年間
計画の趣旨	障がい者のための施策全般に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画
対応関係	■「岐阜県障害福祉計画」は「岐阜県障害者計画」の特定分野(障害福祉サービス等の提供)について目標値等を設定。	
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 岐阜県障害者計画 </div> 計画に定める事項 【総論】○基本理念、施策の方向 【各論】○分野別施策(施策の展開) <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 ・保健・医療 ・教育 ・社会参加 ・生活環境 ・安全・安心 ・ ・ 	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 岐阜県障害福祉計画 </div> 計画に定める事項 【指定障害福祉サービス等の見込量等】 <ul style="list-style-type: none"> ○各年度毎のサービス種類毎の見込量 ○見込量確保のための方策 ○各年度毎の相談支援の見込量 ○地域生活支援事業(県実施事業)に関する事項 【目標値の設定】 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○退院可能精神障がい者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行

○ 計画の期間

○ 岐阜県障がい者総合支援プランの計画期間は、3カ年とする。

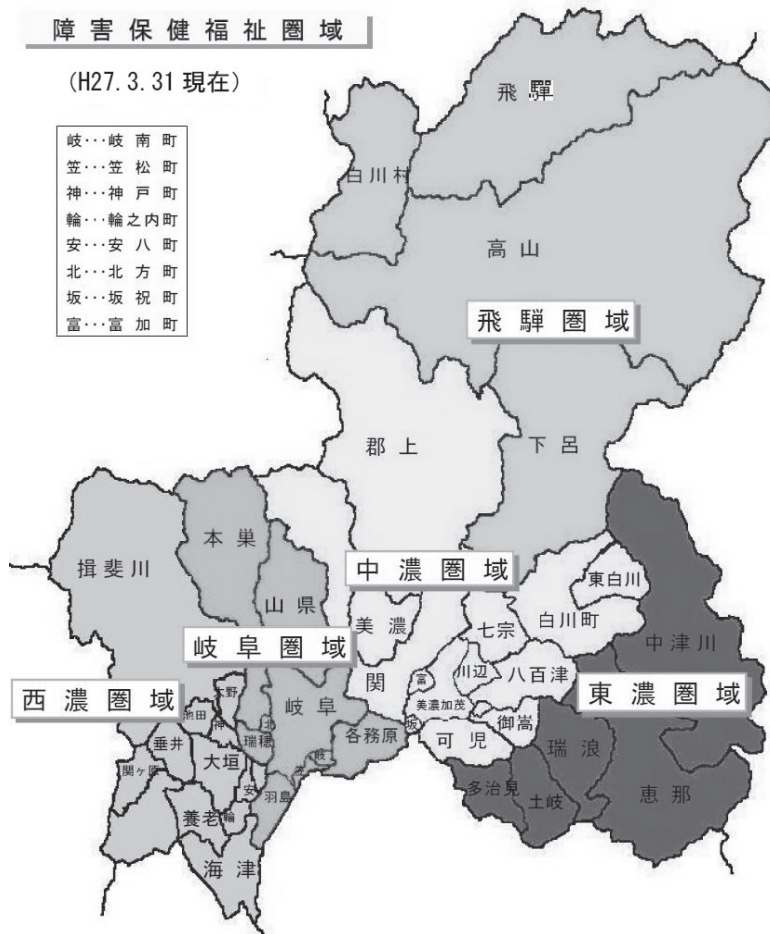
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者計画	第2期岐阜県障がい者支援プラン					岐阜県障がい者総合支援プラン 岐阜県障害者計画 第4期岐阜県障害福祉計画		
障害福祉計画	第2期岐阜県障害福祉計画	第3期岐阜県障害福祉計画						

4 障害保健福祉圏域の設定

現在の障がい者福祉は、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、障がい者は市町村ごとの対象者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要となることから、複数の市町村による広域的な取組みも必要であります。

そこで、県内に次の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としております。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

障がいの有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、行政だけではなく、企業、地域住民組織、NPO、ボランティアなど公共的サービスの多様な担い手と連携して県政を進めていくために課題を共有し、それぞれが課題解決のために自らの役割分担と責務を自覚して積極的・主体的に取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としています。

(2) 施策の推進体制

- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進にあたっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等にあっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。